

## 公益財団法人日弁連法務研究財による認証評価に対する異議申立の結果について

1. 本年3月29日に公表された公益財団法人日弁連法務研究財団（以下、「財団」と言う。）による認証評価結果に対して、本法科大学院は、4月27日に財団宛に異議申立書を提出いたしました。財団からは異議審査委員会を6月12日に行う旨の連絡があり、本法科大学院からは出席者名簿を通知しましたが、当日の手續や異議審査委員会の委員、さらにその他の出席者について財団からは何一つ連絡がありませんでした。

6月12日の異議審査委員会当日、同委員会委員以外に、評価委員会委員長と現地調査の際の主査が出席しており、本法科大学院からあらかじめ提出済みの異議申立書に基づく意見陳述を行いました。

我々の意見陳述後、評価委員会委員長から評価委員会の「意見書」と題する書面が提出されました。同書面は、事前に我々に交付されたものではなく、異議審査委員会の期日に、初めて提出されたものでした。同書面には、我々の異議申立書に対する反論が記載されていましたが、我々には、その反論の検討及び再反論の機会は与えられておりませんでした。この評価委員会の意見書は5月25日付けとなっていました。我々には当日まで一切知らされておらず、また異議審査委員会もこの点を一切問題にすることなく審査が行われました。

審査結果については7月中旬までに知らせるとのことでしたが、その後、何の連絡もなく、9月28日になって、突然、異議を却下するとの回答書が送られてきました。当初の連絡より2ヶ月以上も審査結果の通知が遅れていましたが、この点についての説明も一切ありませんでした。

内容については、先に結論ありきということ以上に説明することは何もないような、評価報告書と評価委員会の5月25日付けの意見書に基づく記載でした。異議審査委員会の期日において、各異議審査委員が評価委員会に対して指摘した疑問点や質問が発せられた事項についての記載がなく、我々が指摘した事実についての確認も欠け、また、評価報告書に存する論理矛盾について、十分に理解・納得しうる説明すらなされておりませんでした。

以上のとおり、異議審査とは言うものの、手続的な公平性を欠き、また、内容的にも、財団自らが財団の認証評価結果についての理由を補充したものとなっていて、中立な第三者による判断がなされたものと評価することは、到底できないものでありました。

2. 今回の認証評価において指摘された具体的な問題点については、すでに6月2日付けで公表しておりますように、すべて適切な対応を完了しております。

3. 以上のような次第ですので、本法科大学院在学学生及び修了生の皆さんにおかれましては、いままで通り安心して勉学に集中していただくようお願い申し上げます。また入学予定者の皆さん、今後、本法科大学院の受験を目指している学生の皆さんも、入学後は安心して勉学に集中できますので、この点についてのご理解をお願いする次第です。

2018年（平成30年）11月16日  
専修大学大学院法務研究科長（法科大学院長）  
佐野 裕志